

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第9号

令和3年1月8日

事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について（通達）見出しのことについては、これまで「事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について（通達）」（令和2年4月3日付け熊生環第330号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、押印又は署名を必要とする規制の見直しにより、別添警察庁通達「事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について（通達）」（令和2年12月28日付け警察庁丁保発第214号）が発出されたことに伴い、今後は、同通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。